

平成20年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年3月18日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	3月18日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第30号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第31号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第8号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第10号 蟹江町基金設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 蟹江町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 町道路線廃止について
- 日程第11 議案第16号 町道路線認定について
- 日程第12 議案第2号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第3号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第4号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第5号 平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第6号 平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第7号 平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 平成20年度蟹江町一般会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成20年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第27号 看護職員確保法の改正を求める意見書の提出について
- 日程第29 議案第28号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書の提出について
- 日程第30 議案第29号 障害者（児）のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書の提出について

- 日程第31 閉会中の所管事務調査及び審査について  
追加日程第32 議案第30号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）  
追加日程第33 議案第31号 平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきましてまことにありがとうございます。本日は、平成20年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力のほどお願い申し上げます。

皆さんのお手元に総務民生常任委員会及び防災建設常任委員会の審査報告書が配付してあります。また、平成19年第4回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

本日9時30分より町功労者伊藤芳則氏の葬儀に副議長に代理出席をお願いいたしておりますので、1時間程度おくれますがよろしくお願いを申し上げます。また、吉田正昭君より葬儀参列のため1時間程度おくれるという申し出がありましたので、これを許可をいたしました。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

ここで本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思いますので、議会運営委員長 小原喜一郎君、お願いをいたします。

（午前 9時02分）

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時11分）

○議長 菊地 久君

ここでただいま開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

（7番議員登壇）

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

ただいま開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告を行います。

協議内容は、まず追加議案についてであります。「平成19年度蟹江町一般会計補正予算案（第6号）」及び「平成19年度蟹江町老人健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。これにつきましては、本日追加議案として冒頭に上程し、精読の後、審議・採

決することと決まりました。

次に、前回3月13日に報告いたしました中で、意見書の取り扱いについて、医師不足に関する意見書についてであります。3件出されておりました、すり合わせをすることと報告させていただきました。その後、すり合わせをされて、その提出されておりましたのは、日本共産党蟹江町議会議員 小原喜一郎並びに林英子君から提出されておりました「深刻な医師不足を打開し、『医療崩壊』から地域を守る意見書」及び民主党蟹江町議会議員 中村英子君から提出されておりました「安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書」でございますけれども、すり合わせの結果、皆さんのお手元に配付されております内容とさせていただきますので、議案第28号としてきょう採択をしていただくこととなりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(7番議員降壇)

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

そこで、私のほうから申し上げるのを忘れましてけれども、本日、この会議には、町長初め各関係部課長さんのご出席をいただいております。

そのとき申し上げようと思っておりましたが、副町長も町功労者であります伊藤芳則氏の葬儀に町長の代理として出席をされておりますので、1時間程度おくれますのでお願いをしたいという旨のご報告がありましたから、申し上げておきたいと思っております。失礼いたしました。

日程第1 議案第30号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第30号は精読したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第2 議案第31号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

この提案の背景についてですけれども、ただいま簡単なご説明がございました。議案第30号と31号関連しておりますので、あわせてご質問いたしますが、議案第30号のときには受給者増というようなことで簡単に総務部長のほうから説明がございました。また、民生部長のほうからは医療機関からの請求による増額であるというようなご説明がありましたけれども、この見込みの差というんですか、見込み額のずれというようなことによるものか、見込み額と実際の給付金との間のこの3,000万円という差額が単に医療機関からのものだけなのか。その背景についてももう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

その追加で補正をお願いした背景でございます。これにつきましては、いろいろ精査をしたところ、まだ支払いが残っておるわけでございます。その中でいろいろ急激にふえていきそうな請求があるというようなお話を賜りまして、またこの背景には制度の変更、老人医療制度から今度は後期高齢者医療制度ということで医療機関自体がある程度ここできちんといわゆる精算じみたこと、請求をきちんとやっておこうという考えがあるというふうに私どもは推測をしておるところでございます。一応法律上は翌月10日までにレセプト、医療機関からの診療報酬を国保連合会のほうにあげて審査されてから支払いという形になるわけでございますので、そういった翌月10日といった期間の縛りというものがある程度厳格に守られるのではないかなという推測もしておるところでございます。

ただ、急激にこれふえてきたというのは、私どもある程度の資金的余裕を持ってお願いをして従来やっておったところでございますけれども、どうも大幅に足らなくなってきたことが出てまいりましたので、説明になるかどうかわかりませんが、診療報酬の請求が多くなりそうだという諸般の事情を考慮いたしましてお願いするものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○8番 中村英子君

提案の背景が少しわかりにくくて、よくわからないわけですが、受給者というもの

を年度当初に想定して、受給者に対する請求額というものが出てくると思うんですね。それで、大体マクロ的な数字で予算というものを立てていくと思うんですけども、単に医療機関からの請求の増額ということは、これは当初の見込みの中に受給者というもののの中に入っていれば、後日請求が来ようと思うんですね。その会計の中から払えばいいというふうに私は思うわけなんですよね。それができないとしたなら、その理由ということは、見込みが悪かったということなのか、最初の見込みが給付が21億2,000万円というふうに当初で上がっていますけれども、この立て方が悪かったのか、立て方はよかったけれども、病院のほうが悪かったのか、どちらが悪いのかよくわからないんですよ。

それで、今、斎藤次長のお話ですと、制度が変わる、老人保健制度から後期高齢者というものになるので、そこで医療機関が精算したいんじゃないかというようなことを言っていましたけれども、しかし、単年度でこれいつもやっておりますので、医療機関がその年度に使ったものは年度に報告するということはやっておりますから、さかのぼって何年も請求してきているわけじゃないと思うんですよ。ですから、その辺の背景ちょっとわかりにくいのでもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

当初予算の見込みにつきましては、私ども前年の半年程度ですけれども、予算作成の時期になりますので、そこらで事業者数ですとか、診療件数、そのあたりで1回、1カ月当たりどれぐらいということで算定してまいっております。当然その数字を使うわけにはまいりませんので、ある程度上昇見込み等といったようなものを加味しながら歳出の予算を決めさせていただきます。

ただ、歳入につきましては、国も県も支払基金のほうもそうですけれども、見込みを立てて報告はするわけでございますけれども、ある程度の交付率といったようなものを調整しながら毎月支払いをしていただいております。特に支払基金さんにつきましては、3カ月に1度交付率等を全国的に集計されまして、東京のほうで集計して交付幾らというようなものを計画を変更してまいります。そうしますと、実績に応じての歳入の交付が来るわけでございますので、例えばある医療機関がまとめて提出するというようなことがあると、そうしますとその間の分については歳出のほうで反映されないわけでありまして、見込みでこちら書くわけにもまいりませんので実績できちんとこれだけありましたという報告をいたします。そうしますと、国のほうのところでは実績がこうであるからこれぐらいでいいなということで交付がされてくるわけでございます。これが積もり積もって、ある時期になりますと、どうしても出されてしまいますと、その間、収入が少ないものですから資金のショートが生じる。そのために12月ですとかそこらでいつもお願いをしておるのが現状でございます。

ですから、人数もある程度、これは対象者ふえてまいりますし、それから医療費も同じく対象者がふえれば同じようにふえてまいります、請求のされ方に非常に左右される部分が

あるということでございます。歳出はもうコンスタントに出ていきますし、請求されればお支払いしなければなりません。ですから、ある程度、小原議員からもいろいろおしかりを受けるわけでございますけれども、ある程度持ち過ぎじゃないかというようなことでいろいろ指摘いただいたりはしておるんですけども、なかなかそれが改められないのが現状でございます。

実を申しますと、つい最近、監査に入られました、その医療機関。これは医療のほうではないんですけども、介護の関係のほうでベッドをお持ちでございますので、そちらの関係で入られて、やはり県のほうからも伝え聞くところによると、非常にちょっと、言い方は悪いですけども、厳重な注意がされたようにも聞いております。

そういった関係で、3月にまた請求が続けて出てまいりまして、従来1回程度であったものが2回続けて出てくるというようなことがわかってまいりましたものですから、ここで急ぎょ、ちょっと資金が危ないということで追加でお願いするということになったわけでございます。

ですから、当初の見込みは、そこそ私どもはやっておると自負はしておるわけでございますけれども、その後の請求の状況に応じての変動があり、それがため収入が減ってまいり、あるとき一度に歳出が出てくるというようなことがありますので、このようなことでいろいろご迷惑をおかけし、ご心配をおかけし、補正をお願いするわけでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

今の答弁、中村議員、よくわかりましたか。よくおわかりですね。いいですね。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

追加して私のほうからも伺いたいわけでありましてけれども、1つは、請求されておる医療機関は1つですか、複数ですか、伺いたいと思うんです。

それから、本予算のほうをみますと、説明のところで医療給付費扶助費と、きょうの補正予算もそうですけれども、もう一つは医療給付費老人医療費支給費とあるわけですが、この老人医療給付費だけに限っての請求の内容かどうか。この下もひよっとしたらあるんじゃないかというような気がするんですけども、それはどうなんでしょうか、これが2つ目。

3つ目でありますけれども、医療機関から広域連合に請求がありますよね。広域連合から蟹江町に一定の通知が来ますよね。そういうルートになっているのか。その辺のところをちょっと確認したいんですけども、そういうルートになっているとすれば、広域連合に請求した時点、その時点で金額がわかっておりますので、特別な手だてとして、その時点でこれ

だけ請求したということを一定の例えば間隔があるなら、蟹江町にも連絡いただくような方はとれないものかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

例年まとめて請求される医療機関は1カ所でございます。ただし、蟹江町の対象者の方がいろいろな医療機関にかかりますので、そういったすべての医療機関からの請求を国保連合会がまとめて請求に来るということでございます。

それから、医療給付費と医療支給費、2本立てになっております。この場合は医療の関係でございますので、医療給付費のほうでございます。医療支給費と申しますのは、はり、きゅう、鍼灸の関係でございますので、医療には違いないんですけども、また違った方面での支払いということでございます。

次に、議員広域連合と申されましたけれども、国保連合会の間違いですか。国保連合会はあくまで医療機関からの請求があつて、それを審査して妥当と認めた場合には請求が来ますので、幾らというのは、もう請求が来た時点じゃないとわからないんですね。大体先ほどちょっと申し上げましたけれども、翌月10日までに国保連合会に医療費の請求を出します。国保連合会で大体の審査をされまして、25日ぐらいに取りまとめて払ってねという請求が役場に届きますので、それから実際の支払いにかけるまでの猶予がそんなにないわけでございます。ですから、時間的にある程度余裕を持ってこういった補正のほうをお願いしないとお金がない。予算はあっても特別会計ですので現金といいますか、そこで支払うものがないものですから、予算書上の歳入は、例えば100あるとしても実際に入ってきておるのが80であれば80までしか支払いができないということがありますので、そこで申しわけないですけども、現実に支払いができるだけの残った額の充用を一般会計からとりあえずお借りして、資金の算段をするということの繰り返しをさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

繰り返し言いますけれども、両方にまたがっているわけじゃないですね。純然たる医療給付費のほうだけの請求ということで理解してよろしいですね。

それで、先ほども伺いましたんですけども、国保連合会に請求した日から蟹江町に連絡あるまでには一定の審査期間というのがあるわけですから、一定の時間が要りますよね。どのくらいですか、1月ですか、2月ですか、3月ですか。例えば2月、3月もあれば、請求のときに大体の金額というものを、1つの医療機関だけですから特別な手だてが必要だと思うんですよ。そういう点でいうと、事前にあらかじめ大体どのくらいのものが請求されているかということを手手する方法だとかができないかどうか、伺いたいんです。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

愛知県内にはご存じのように星の数というほどではないんですけれども、たくさんの医療機関がございまして、それらの請求が国保連合会にまとめて翌月10日という縛りがありますので出てまいります。ですから、国保連合会さんのほうに、ただ1医療機関の分だけを特別に教えていただきたいということを申し上げましても、それはまず無理でございまして、また、あちらもそんな余裕はないと思います。

ですから、私どもはできるだけ円滑に進めたいがためにその医療機関のほうに直接連絡をさせていただいて、どれぐらいありますかということをお尋ねはしております。そういったことで今回わかってまいりましたのが大幅な請求が2回続けてあるということございまして、そういったがために今回お願いをしたものでございまして、ですから、国保連合会には直接聞いたりお尋ねしたりというようなことをしておりませんが、その医療機関のほうには直接事務方を通じて、大体どれぐらいですかというお尋ねはしております。多少の変動はございますけれども、ただ、医療機関でも当然ながら内部の決済といいますか、決定がありますので、それがそのまま上がってくるわけではございません。多少変動はあるわけでございますけれども、おおよその金額はこれぐらいですよということは私もつかんでおります。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

だから私はあらかじめ対象の医療機関は1つか複数かと聞いているわけですが、1つだということだったので、1つだと大体想定できますので、蟹江町内の医療機関ですし、あなたの答弁だとあらかじめ聞いたら今回こういうふうだということなわけですね。だとすると、今のおっしゃることが本当だとすると、まだ国保連合会からは請求は来ていないわけですね、正式な。あらかじめ今請求したものを聞いたというだけで、まだこれから、1月なり2月後に請求があると、こういうことで理解してよろしいですか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

そういうことです。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

参考までにその事務処理について伺いたいんですけれども、私もヘルパーの資格を取ったときに介護事務という勉強もしまして、そしてこの介護報酬にかかわる請求は毎月10日までということは一緒なんですけれども、月末に計算して10日までにやると。そのときにやはりソフトがありまして、それでそのソフトに全部打ち込みますと自動的に計算もでき、そしてそれは自動的に本部のほうにつながるというような、施設からです。施設や事業所がみんなそれぞれソフトを持っておりまして、もちろん医療のほうですから複雑だとは思いますが、でも、介護よりも、点数制のいろいろなことで。そのまま打ち込むことによってそれはコン

コンピューターでつながっておりまして、そこで即把握できるようなシステムになっていたんですけれども、恐らく医療のほうもそういうふうになっているんじゃないかと思うんですね。システムがどんなふうになっていたとしても、サボタージュというか、やらないところはやらないので、今注意も入ったという話なので、やらないところはやらないで12回やらなければいけないところを最後にまとめて1回やってきてしまったとか、そういうことだと思うんですけれども、その辺のシステムというのはどういうふうになっているのか。参考までにお伺いをしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。医療機関と費用の上げているところ。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

介護保険のほうのシステムにつきましては、中村議員おっしゃるとおりでございます。ですから、従来私どももデイサービスを行っておったときには、国保連合会からの機械をお借りいたしまして、無償で貸与されてそのソフトを使って通信網を使って請求してということでやっておりました。

しかし、医療のほうはそれがまだおくれておりまして、やっとな緒についたところだと思います。まだ数年かかるのではないかなということをやっております。詳しいことはちょっと私どもわかりませんが、同じようにうちの国保のほうにもそのような動きがあるようには聞いております。ですから、まだまだ医療のほうにつきましては、国保連合会とは直接結んでというシステムはまだでき上がっていないと思っております。

介護保険は確かに当初からそういったシステムがあって、入力すればそのままあちらへ請求行為ができてということで、あちらでまた審査されて、支払いがあってというようなことができておりましたけれども、医療はまだそこまではいっていないというのが現状でございます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

今回、お話を聞いておりますと、数年前に蟹江町内にある某医療機関が、医療費の請求は毎月10日までに請求するというので月末から月始めは医療事務を各医院、病院が大騒動することは一般的に言われていることです。それを月々にやらないで年度末に集中して持つてくるために、予算の立て方が非常に困っているので県へも警告をお願いするということが数年前にありましたですね。それで、直っておったものか、依然として毎年そういうふうでそれを見込んで蟹江町は年度末に未確定な請求がどんと来るということが続けていたかどうか1つ。

それから、それは1つの医療機関とほぼ聞けるわけですがけれども、今後、後期高齢者医療になっても同じことが起きるわけですね。毎月きちっと片づけておけば、大体それは病人が多い時期と少ない時期がありますけれども、年度末に一気にやるというのは、その病院は金回りがいいから金はゆっくりもらえばいいんだという種類と、それから年度末のどさくさ

でレセプトの審査をうまくすり抜けようというちょっと悪い面もあるのではないかと前から言われておるわけですね。ですから、今後の制度に悪い体質をまた持ち越さないように、県の監査を受けたのもそこかどうか。そこではないかと思うわけですがけれども、ぜひ我々議員としても、町民としてこれは行政に迷惑をかけてもらうところですから、しっかり承知して牽制してもらわないといけません。今回は制度が変わるのでもう漏れなくここで片づけるということでしょうけれども、1つの制度が継続しますと結構書類を年度のかかわりもなくくしゃくしゃするということもあり得るような気がするわけです。

そういう意味で、先ほどのこの数年前の出来事は是正されていたのか、依然として、あそこはいかんからといって、いつも予想して毎年繰り返していたのか。今後の後期高齢者へそういう悪い体質が引き継ぐ心配はないか。この2つについてお尋ねします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

程度の差こそあれ、毎年繰り返しておりました。申しわけございません。

ですから、県の監査、先ほどちょっと触れたのは、介護病床の関係での介護保険の関係での監査があったわけでございますけれども、同じ県の職員ということでいろいろとお話をされて、注意をされたということは伺っております。

ですから、またこういったようなことがあって請求が出てきたものというふうに私どもは考えております。

後期高齢者医療制度になった場合、同じように対象者の方、事態は変わりはありません。ただ、請求先が町ではなくて後期高齢者の広域連合のほうに行くわけでございます。それにつきましては、スケールメリットと言っていいのかわかりませんが、広域連合のほうの医療費の予算は四千数百億、年間あるわけでございますので、ここの医療機関につきましては、年間おおよそ大体数億円どまりでございますので、そこら辺についてはある程度のクッションがきくのではないかなと私は考えておるところでございますので、広域連合が本腰を入れてやるかどうかちょっとまだわからないというのが正直なところでございます。以上でございます。

○3番 山田邦夫君

先ほどの数年前に警告あるいは県へお願いをしたと。その後、是正されておったのか、是正というのは大体年度末へ集中して迷惑かけるということが減っておったのかどうか。先ほどお答えありましたか。

○議長 菊地 久君

よろしいですか。

○3番 山田邦夫君

結構です。

○町長 横江淳一君

最後に一言、皆様方に本当におわびを申し上げたいと思います。

今、3人の議員の皆様方から今回の議案提出に当たりましていろいろご意見をいただきました。実は事務の担当の交代のときに、病院の方がお見えになりました。数年前に実は今ご指摘をいただいたことがございましたので、そのことにつきまして、私どもは強くお願いを申し上げた経緯が実はございます。私も是正されたかのように実は思っておったんですけども、実はこういう状況になりまして、本当にこの時期に補正をお願いするというのはまことに申しわけないことでありまして、今後も指導を続けるということは変わりございませんが、たまたま担当から聞きますと県の指導が入った、種類は違いますけれども、県の指導が入ったということも1つありましたし、それから今後別の形での広域連合での対処になりますから、直接我々には関係ないというものの、ただ、医療機関には変わりございませんので、今後もまたいろいろ我々のほうからもお願い申し上げることは多々あると思いますので、何とぞ今回ご理解を賜りたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議題第31号は精読にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第3 議案第8号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について」

日程第4 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」

日程第6 議案第11号「蟹江町地域福祉基金条例の一部改正について」

日程第7 議案第12号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」

日程第8 議案第13号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」

日程第9 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」

本7案は総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 中村英子君

それでは、ご報告をいたしたいと思います。

総務民生常任委員会に付託されました7案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、付託案件の審議順序につきまして、審議は議案番号順ではなくて、先に総務に関する案件を審議し、続いて民生に関する案件を一括審議することとしました。それで、若干報告の議案の順序が変わっておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

最初に、議案第9号を審査いたしました。議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

まず、理事者側から本会議初日に請求のあった地域手当の減額見込み額について資料に基づき、一般会計、下水道会計、水道会計それぞれの減額見込み額及び職員1人当たりの年間平均地域手当額について説明を受けました。

次に、質疑に入りました。

まず、給与の最低及び最高額の方の地域手当はどれくらいになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、大学卒の初任給は17万円ほどなので、最低額は平均からすると半分くらいの年間15万円程度になると想定される。また、最高額は平均額の1.5倍ほどになると思われ、年間40万円程度になると考えているという趣旨の答弁がございました。

次に、経過措置として平成22年3月31日までは8%という考えだが、労働条件にかかわることで2年据え置きという理由は何かという内容の質疑がありました。

これに対し、平成18年に国の制度として22年4月からということで決められ、それまでは暫定的措置として扱われておりましたが、国の方針が変わり22年4月1日から完全実施するため条例を本年度中に制定し、運用するよう指導があった。またこれに従わない場合は財政的制裁措置もやむを得ずという国からの通達等もあり、今回条例を可決、施行する必要に迫られた。経過措置期間が長いことは十分承知の上で条例改正するものであるという趣旨の答弁がありました。

次に、民間の給与水準やラスパイレス指数による国家公務員と地方公務員の給与水準を調整するためのものが地域手当と思われるが、地方公務員の給与水準が高くなってきている状況の中での調整的な手当の見直しという国の指導の中なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国は各自治体の実態から地域の給与水準に合わせて見合った地域手当の支給を示唆し、地域手当は一般民間賃金との均衡を保つための手当であり、地域ごとに手当額は違う。今回そういった地域格差からラスパイレス指数が100を超えている自治体もあり、地域の不均衡を見直すための是正措置であるという趣旨の答弁がありました。

次に、地方公務員の賃金を下げることは経済状況を打開していく上でも大きなマイナスと思われるが、地域手当支給率を3%ではなく段階的に6%にした場合、国からのペナルティ

一はどうなるのかという内容の質疑がありました。

段階的に6%へ移行するような暫定措置は認められていない。ペナルティーとして1つは特別交付税のカット、また補助金申請に際して条例制定されているか否かが条件となり、補助金交付申請ができないなどの財政的なペナルティーが科せられる見込みであるという趣旨の答弁がありました。

次に、ラスパイレス指数の算定方法について、国や地域手当や他の諸手当額が指数計算に入っているが、町の場合は入っていないと聞く。国の計算式と町の計算式とは違うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国の計算式と町の計算式は同じであるという趣旨の答弁がありました。

以上で質疑を終了いたしました。

続いて討論に入りました。

反対討論として、今の時期は社会経済の上、日本の賃金構造全体を底上げしていく大事な時期である。格差社会の是正をしていく上でも地域手当は公務員給与の大きな柱として入れておくべきである。また、公務員の暮らしからしても大幅過ぎると思う。よって、原案に反対であるという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、職員の仕事は大変になる一方での地域手当の支給率を改めるということであるが、現段階ではやむを得ないと思う。よって、原案に賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第9号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、基金の統合とか流動的にお金を使えるようになることはよいことである。今回の改正に当たり、基金の弾力性について検討されたのか。基金40億円を減らす考えはあったのか財政調整基金だけ考えたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、再三指摘を受け、財政的に調整し検討してきた結果である。基金総額40億円のうち大きなものとして下水道整備基金があるが、平成20年度予算では下水道整備基金から5,000万円ほど入れ、また財政調整基金から5億円、他にも赤字債への対応など、少しでも起債を減らしていきたいという考え方を持っている。今後の財政運営については金利の変動などを考慮に入れながら将来を見据えて運営していくという趣旨の答弁がありました。

次に、公共事業への基金は重要であり賛成であるが、基金全体を見ると改善する余地がある。基金は住民ニーズにこたえ、生かして使ってもらいたいという内容の要望がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題といたし

ました。

まず、新たに始まる事業であり、新しい事務担当者が必要だと思うが、実務に携わる職員を何名増員しなければならないのか。また、後期高齢者医療の対象者は何名か。そのうち、凍結される対象者は何名かという内容の質疑がありました。

これに対し、実務に携わる職員としては2名の増員を考えている。また、対象者は12月時点で約3,000名であるが、半年間の凍結対象者については、国保連合会等からの通知がまだ来ていないので把握できていないという趣旨の答弁がありました。

次に、被保険者の年金から保険料支払いが4月1日から始まる。各被保険者への納付通知書は準備されていて当然である。今の時点で対象者がつかめていないのはどういうことかという内容の質疑がありました。

これに対し、4月から年金から徴収されるのは特別徴収の方であり、対象者となる75歳以上の人数は把握している。その中で愛知県全体を平均しながら普通徴収、特別徴収となる方の割合から予算は算定した。3月末までには被保険者証は必ず届くよう準備しているという趣旨の答弁がありました。

次に、被保険者と連帯納付義務者との定義の違いは何かという内容の質疑がありました。

これに対して、理事者側から、本会議初日に請求のあった連帯納付義務者に関する資料に基づき、連帯納付義務者とはどこまでの関係者を規定しているのかについて説明を受けました。

次に、第6条に虚偽の答弁をしたとき等、10万円以下の過料を科すという罰則規定が設けられているが、世帯の属するもので罰則の対象となるものは世帯構成員のすべてなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、成人に達した世帯に属するものを想定しているという趣旨の答弁がありました。

次に、年金から徴収できる被保険者は何人で、できない方は何人か。また、徴収できない被保険者の保険料はだれが払うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、実数は把握していないが、介護保険を例にすれば年金対象者が9割くらいであるので、割合からほぼ同等の数になると思う。また、年金以外の方は、普通徴収となり納付書が送られる。被保険者が保険料を支払わない場合、連帯納付義務者として家族の方などに支払ってもらうことになるという趣旨の答弁がありました。

次に、滞納分については町が負担するのか、どうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、滞納分を町が補てんすることはないと聞いているという趣旨の答弁がありました。

なぜ、普通徴収を毎月12期徴収としたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、毎月払いにし額を低廉にすることにより負担の軽減と習慣性、計画性を保つ

ことを意図したという趣旨の答弁がありました。

次に、仮に否決した場合はどうなるのか。蟹江町だけ離脱することは認められるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江町だけ離脱することは法律上認められていないという趣旨の答弁がありました。

次に、保険料が算定されるまでの事務上の手順はどうなっているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、事務的な流れとしては住民基本データと課税データを送り、それをもとに広域連合で算定したものが町へ通知される。その上で納付書を町で作成し、被保険者へ送付する。そして、納付金は毎月ごと広域連合へ送金するという趣旨の答弁がありました。

次に、レセプトの点検はどこが行うのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の条例制定は、町が行う事務上のことを定めたものであり、レセプトの点検は町の事務ではなく広域連合で行うという趣旨の答弁がありました。

次に、保険料について、団塊の世代を含めた見通しを定めているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、保険料については広域連合が一律に近い状態で定めているが、その都度連合で精算されると思うという趣旨の答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結し、討論に入りました。

反対討論として、この法律そのものが欠陥だらけであり、苦勞された皆さんをこの時期において差別するようなむごい制度である。医療費の支出を見ても、国と事業主だけが大幅に下げられ、地方と家計がふえ負担が大きくなっている。その上で劣悪な改正をしようとしている。条例がどうであるかという前に、法律そのものに反対であるという趣旨の討論がありました。

賛成討論として、国が定めた法律であり、国民健康保険税の大きな赤字財政への対応も根底にあると思われる。よって、この条例制定には賛成するという趣旨の討論がありました。

他に討論もなく、賛否を求めたところ、議案第8号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町地域福祉基金条例の一部改正について」を議題といたしました。

まず、福祉基金と地域福祉基金とはどういう使い分けをしているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、地域福祉基金は平成3年度に高齢者保健福祉推進10カ年戦略に呼応し、地域主導で3・4・5年度に積み立てられたものである。福祉基金は毎年住民の方から寄附されるものを積み上げる基金であるという趣旨の答弁がありました。

次に、福祉基金と地域福祉基金のそれぞれの使い方の制約はあるか。また、法律的な制約

はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、福祉基金は地方自治法に基づき、社会福祉に関する事業の推進のために設けたものである。地域福祉基金は地域福祉の推進に必要な事業ということで運用益の処理はあったが、基金の処分について明記されていなかったので、今回の条例改正に至ったという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたしました。まず、児童扶養手当の場合、就業意欲とか求職活動を証明する面接や企業の証明を必要とする制度があるが、遺児手当の場合はどうかという内容の質疑がありました。

これに対し、児童扶養手当は支給開始から5年間を経過すると、それ以降において就業証明書等が必要になる。遺児手当については、5年間で手当の支給が終了するので、その点で違いがあるという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題としましたが、質疑、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。少し長くなりましたけれども、以上でご報告を終了したいと思います。

(8番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第8号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

本件につきましては、条例の内容そのものもありますけれども、その前に国の制度そのものが欠陥だらけで到底認められるものではありません。

まず第1に、苦勞して戦後の日本の復興に貢献した方々をなぜ今になって過酷な保険料と

差別医療でいじめなければならないかということでもあります。特にまさにうば捨て山そのものであり、全く無慈悲な制度だと思えます。

2つ目には、その過酷過ぎることについて申し上げますと、1、保険料がわずかな年金で暮らしている皆様にふさわしくない、高く払えない過酷な料金であること。2つ目に、わずかな年金、月1万5,000円以上ですけれども、から天引きして問答無用で取り立てること。3番目、65歳から74歳、前期高齢者は国民健康保険税までも年金から天引きすること。4つ目、保険料を滞納すると待たなしで資格証明を発行すること。5番目、診療内容を別体系で入院は早く追い出す、外来は包括医療で複数の病院にかかれない、診療報酬も定額制にするなど差別そのものであること。6番目、保険料は2年ごとに改定され、高齢者の医療費がふえたり、75歳以上の人口がふえたりすると自動的に保険料が上がる仕組みになっていることでもあります。また、7番目には、70歳から74歳の人は窓口負担を1割負担から2割負担に引き上げる。1カ月当たりの患者負担の上限を、自己負担限度額であります、引き上げるなど全くひどい内容になっているものであります。

したがって、日本共産党は、本条例案はもとより、この医療制度そのものに大反対であります。

以上であります。

○議長 菊地 久君

ただいま反対の意見が出ましたが、次に原案に賛成の発言を許します。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

賛成の立場で賛成討論をさせていただきます。

蟹江町の後期高齢者医療に関する事務を定めた条例であり、法令や広域連合の条例を受けての町の条例でもあります。町の高齢者と保険者である広域連合を結び、円滑に後期高齢者医療制度を広域連合と協力して運営を行うために必要な条例であると考えられますので賛成いたします。

○議長 菊地 久君

では、ほかに討論はございませんね。

(なしの声あり)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例の制定」については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

賛成多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第4 議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようでございますので、討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

結論から先に申し上げますと、日本共産党は本案に反対であります。

日本共産党の志位委員長は、新年のあいさつで、経済政策の軸足を大企業から家計、国民へと大胆に転換させるべき年ではないでしょうかと国民に呼びかけました。一般紙も2008年の政治課題として家計の元気回復を重点にし始めました。読売新聞、家計の元気回復を急ぎたいとの見出しで、企業部門と並ぶ経済のエンジンである家計部門の元気を増すことだと評しております。朝日新聞1月6日付の社説では、企業収益頼みの単発エンジン型では景気は支えられなくなったとして、家計の個人消費を加えて双発型にできるかどうか、これが今問われていると強調いたしました。東京新聞1月6日付で、生活図鑑面で日本の貯蓄について家計は細り、厚み増す企業の財布とした特集を掲載いたしました。家計をめぐる各紙の指標は軒並み悪化であります。

国税庁、民間企業実態統計調査06年によると、サラリーマンの平均給与は9年連続減少いたしております。農水省、農業経営統計調査では米づくり農家の家族労働報酬06年は1日当たり2,046円、時給換算ではわずか256円に過ぎません。厚労省、雇用の先行きを示す新規求人数07年11月で11カ月連続悪化であります。

その一方で、財務省の調査であります。法人企業統計調査では、大企業資本金10億円以上の経常利益がバブル期を超える過去最高を更新し続けています。リストラ合理化による経費削減と自公政権による大企業優遇税制による恩恵によるものですが、このようなときにまた公務員の賃金を蟹江町では1カ月当たり平均19万8,400円も減額するなんて、これでは日本経済を立て直すどころか、全く逆の方向で、まさに逆立ちの政治だと言わなければなりません。

したがって、本改正案には反対であります。

○議長 菊地 久君

反対の意見が出ましたので、次に原案に賛成の発言を許可をいたします。

○15番 伊藤正昇君

新政会 15番 伊藤正昇でございます。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、賛成の立場で、この議案は職員の給与のうち地域手当支給率を8%から3%に改める条例改正であり、今後財政状況を考え、時には必要な財政がある。また2年間の経過措置についても給与の激変緩和措置として適正であるので賛成するものでございます。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに討論がないようですので、以上で討論を終結をいたします。

これより起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第5 議案第10号「蟹江町基金設置条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第6 議案第11号「蟹江町地域福祉基金条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第7 議案第12号「蟹江町子ども医療費支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第8 議案第13号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第14号「蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」

の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第15号「町道路線廃止について」

日程第11 議案第16号「町道路線認定について」

本2案は防災建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(16番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、防災建設常任委員会に付託をされました2案件につきまして、さる3月7日に委員会を開催し、委員全員出席のもとに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第15号「町道路線廃止について」を議題といたしました。

まず、今回議案の提案理由に寄附採納の申し出があったとあるが、寄附採納の申し出がない場合もあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、開発により新しい道路ができる場合があるが、寄附採納のあるなしはその時々により変わる。今回の事案は、もともと県営住宅の用地であったが、県が土地を民間へ売却し、民間開発に伴う寄附採納を町として受け、周辺道路と再編するため今回の廃止・認定となったという趣旨の答弁がありました。

次に、このような開発があった場合、寄附採納を義務づける指導はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、開発指導要綱に基づき、将来的に町が管理すべきかどうかの判断の上で対応しているという趣旨の答弁がありました。

次に、今回の場合は規約や規定によるものではなく、あくまで相手側から寄附採納の申し

出があったからということでよいかという内容の質疑がありました。

それに対して、そのとおりであるという趣旨の答弁がありました。

次に、県有地であったときから道路はあったが、何メートルの道路か。また、これまで町道認定していなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、県営住宅が建っていた当時は6メートルの道路があったが、町道認定していなかったという趣旨の答弁がありましたが、その後、理事者側から従前道路幅員は4メートルであったという訂正の申し出がありましたので、ご報告をいたします。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号「町道路線認定について」を議題といたしました。

まず、今回町道認定をする須成西30号線は、当時の県営住宅があったところは幅員5メートルとなったが、南側は1.5メートルであり、同じ幅員にできなかったのか。寄附採納に際して町との話し合いはなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、広い同じ幅員での道路が理想だが、開発による個々の区割面積の関係から同幅員とすることはできなかった。南側の道路については話し合いにより災害時等の避難路として従前の幅員を確保することになったという趣旨の答弁がありました。

次に、開発される土地の一番南側の東西道路も整備され幅員3メートルぐらいになった。前はもっと狭かったが、この道路は町道認定できないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の町道認定には含まれていないが、もともと町道認定されていた。幅員は少し広がったが、路線認定そのものは変わらないという趣旨の答弁がありました。

他にも質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

(16番議員降壇)

○議長 菊地 久君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第10 議案第15号「町道路線廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案15号を採決をいたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第11 議案第16号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これにて暫時休憩をいたします。午前10時40分から再開をいたします。

(午前10時25分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 菊地 久君

日程第12 議案第2号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

21ページ、この前、精読のときに説明を受けたかどうか聞き漏らしましたのでお尋ねします。

土木費雑入の防災道路関連事業公共補償費等の6,000万円の残りですが、当初では8,200万円のうちの残だということですから、何か年度内にやり損ねたことだと思うんですが、どの部分をどういうふうに使い、残りになったかをお尋ねいたします。この前説明を受けたとしたら失礼しました。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

お答えいたします。

当初は、8,226万7,000円予定をしております、ほとんどが用地費、物件移転補償費でございました。当初予定をしておりました物件移転につきましては、用地の選定等が調整がつかせず、今回6,000万ほどの減額を補正で上げさせていただきました。残りの2,000万円ぐらいにつきましては、土地の買収でございますが、こちらのほうは話がついておりますので、その差額分の6,000万を補正させていただいたというものでございます。

○3番 山田邦夫君

聞き漏らしたのはどこら辺の話であったか。堤防絡みのどこら辺の話であったかが聞きたかったんです。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

防災道路で予定をしておりました今回の事業区間の一番北側部分、大膳の排水機場がございしますが、排水機場のすぐ南の方の物件移転でございます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ございませんか。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

83ページの学校給食のことに関連をいたしまして質問をさせていただきたいと思うんですが、給食センターのことにつきまして代表質問等でもいろいろご提案等がありましたが、その中で食の安全ということの議論がいろいろあったと思います。現在、給食センターの賄い材料として海外からの輸入品ですけれども、大ざっぱなところでいいんですけれども、実際輸入品の生産物そのものが使われている場合、あるいは加工品でギョーザだとか何だとかそういうものが使われる場合とかあると思うんですが、どの程度賄い材料の中にそれが含まれているのかということについてお伺いしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

現在、賄い材料として購入いたしております材料についての輸入材料、加工だとかというものについてちょっと把握しておりませんが、ほとんどのものが国内産ですが、輸入したものであるものについては成績証明だとかをとっておりますが、輸入物がどの程度という量についてはちょっと把握しておりませんので、また資料として出させていただきます。

○8番 中村英子君

そうしますと、ごく少ないんじゃないかと思うんです、今のご答弁ですと。そうすると、今、原材料がいろいろ上がってきているけれども、町長の答弁では今の給食費、小学校230円、中学校270円ということは、当分の間上げずに済む考えというようなことをおっしゃってございましたけれども、輸入品が少ないとするなら現状のままでかなりやっていけるという見通しですけれども、町長が答弁したのでいいとは思いますが、見通しについて再度、担当者としてのお考えがあればと思いますが。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

先般、お話ししましたように県内で給食費を改定するところは3市町村ございますが、私どもの現在小学校230円、中学校270円である中でいきますと、もう少しこの状態でいけば、今の状態で給食費でいけると思いますが、このものの材料が全体的に上がってきたり、輸入の関係でほかのほうへ影響が来れば、考えていかなければいかんかなということを考えますが、今の230円、270円で今の状態であればこの状態でいけると思っています。

○8番 中村英子君

それで、野菜等の生鮮品ですが、すごい3,500食とか大量に要るものですから、大体どのようなところからの仕入れというふうになっているのか。大ざっぱなところでいいですが、どこの産地のものがどのように使われているのかということが、わかりましたら説明をいただきたいと思っております。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

野菜関係につきましては、町内で青果物協同組合というのが5店舗で組織しております。その業者は名古屋西流通センターから仕入れたものがその給食センターのほうに入っております。その名古屋西流通センターは地元のものだとかたくさん入っておりますので、また給食によっては特定したものをこちらのほうが要請する場合がありますが、それ以外は名古屋西流通センターのほうで町内の5社が購入したものを給食センターが購入しております。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

質問するつもりはなかったんですが、関連してちょっと。

ついでに、蟹江町内地元で、先ほどの地元の業者がよそから取り入れているというようなことになってしまっているようですけれども、直接蟹江町地元で入手しているものはどのくらいあるかどうか。あったらどのくらいの比率か聞かせていただきたいと思っております。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

地元といいますと直接町内。蟹江町内のものはありません。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第13 議案第3号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第14 議案第4号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第15 議案第5号「平成19年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第16 議案第6号「平成19年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第17 議案第7号「平成19年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第18 議案第17号「平成20年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

日本共産党は、本予算案については、子供の医療費無料制度の拡充、国民健康保険税の減免などの具体化についてかねてからの切ない要求であっただけに、大いに評価するところがあります。ありがとうございました。

しかしながら、予算全体については反対をいたすものであります。その理由について申し上げます。

まず第1に、後期高齢者医療制度の具体化であります。この制度の全くひどい内容については先ほどの議案第8号の反対討論で申し述べたとおりでございます。

反対の趣旨の第2は、行政改革集中プランを無修正のまま継続しようとしていることでございます。日本共産党は行政改革そのものについてすべて機械的に反対するものではありません。先ほど議案第9号の反対討論で申し上げましたように格差社会が一層深刻になっているときだけに、代表質問でも伺いましたが、行政改革実施計画別紙2でも明らかなように、受益者負担の適正化の項では今後の改革実施予定件数10件、実施検討件数49件、金額で3億6,318万1,000円ももくろまれていることとございます。これでは、蟹江町の住民は小泉構造改革と二重に苦しめられることになってしまいます。

3つ目には、全国統一テストに参加するということとあります。予算額としては具体的に計上していませんが、教育長は参加することを表明いたしました。これでは生徒間、学校間の競争を一層あおるだけで、教育本来の姿が失われてしまいます。教育の荒廃をもたらす結果を心配しなければなりません。

第4に道路特定財源について肯定的に予算化されている点であります。この問題では多くの自治体がこの財源によって国の大規模道路計画で自治体の負担を押しつけられて、町の財政も大変になっていることを認識すべきだと考えます。思い切って一般財源化して、一般財源として地方へ回すべきだと考えます。

第5に、新自由主義型構造改革と規制緩和でつくられた格差社会が拡大し、その上さらに新自由主義経済の行き詰まりで狂乱物価まで押し寄せて、途方もない状況になる不安さえ感じます。この時だからこそ暮らしを助け、福祉を充実させる家計に軸足を置く予算にするべ

きだと思えますけれども、そのような予算の内容に十分なっていないと考えます。

6番目に、国保への繰り出しを8,000万円から5,000万円に縮小したということであります。国保会計は滞納金をたくさん残しているというそういう状況があるだけに、保険税を下げたり一定の手当が必要だと思えるわけでありますが、その上でやはり繰出金を当初に戻って、私どもは1億円以上の繰出金を出して国保会計を助けるべきだと考えているところであります。したがって、本予算案には反対でございます。

○議長 菊地 久君

次に、賛成討論の発言を許します。

○16番 奥田信宏君

16番 新政会 奥田信宏でございます。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

平成20年度の当初予算につきましては、歳入のうち町税、特に法人町民税については穏やかながらも堅実に業績が回復しており、前年度比10.1%の増収となっておりますが、その反面、地方交付税は昨年度に引き続き不交付団体になる見込みのため、地方交付税特別分が前年度比33.3%、3分の1減収し、また基金繰入金、特に財政調整基金については前年度の倍額となっております。歳出は主なものとして国際交流事業や障害者福祉事業、子供医療事業、精神、母子保健事業やごみ減量化事業、あるいは35メートル級はしご車の更新等を計上しており、乳幼児から高齢者まで福祉政策、生活基盤の改善や防災関連事業を推進するためには必要不可欠な予算の計上であると思われまます。

財政状況は予断を許さない状況ではありますが、堅実な事務事業の推進を願って本案に賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第17号「平成20年度蟹江町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第19 議案第18号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○6番 林 英子君。

6番 日本共産党 林英子です。

国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論をいたします。

15年度の一般会計繰入金が1億5,000万円のとより国保加入者が約530人世帯ふえています。加入の人口、18年度で3万6,660人のうち48.2%が国保への加入率です。国民健康保険特別会計は、一般の会計と異なり支出額に応じて収入額を確保しなければならないと言われております。一般会計の繰り入れも15年に1億5,000万、そして1億3,500万、18年度では8,000万、この19年度予算では5,000万、そして今度も5,000万という予算です。各年度の一般会計の財政事情によって増減したのでは、国保特別会計の財政が全く安定しないということになってしまいます。国保基盤安定制度は、国保料負担能力が低い所得者には保険軽減分について国が2分の1相当、そして都道府県が4分の1、残りを市町村がそれぞれ財政援助を行う仕組みになっております。市町村は負担分については地方財政措置が講じられており、一般会計から繰り入れが認められるというものです。

現在、国保の滞納世帯が蟹江町では682世帯と聞いております。滞納額も5億円を超えるという中で、このように補正予算の中で繰り入れが下げられるということは、本当に考えられません。

4月から65歳から74歳の方の国保税は年金から天引きをされます。そして、夫婦であっても中期高齢者医療制度によって、1人の方が75歳になると残った方は国保税を払い続けなければなりません。今でも高くても払いたくても払えない国民健康保険税です。どこを回っても、国保税が高いねと言われます。そんな折、5年間で1億円もの繰入金が削られています。このような住民いじめの予算には賛成できません。

以上です。

○議長 菊地 久君

次に、賛成討論の発言を許します。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。私は賛成の立場から討論を申し上げます。

平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度と特定検診の予算が適正に組み立てられていると思われまふ。国保財政の安定化につながる収納率向上に一層努力されるよう要望いたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長 菊地 久君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第18号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第20 議案第19号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

本予算案につきましては、日本共産党は、先ほど追加提案の中で出されました1医療機関の問題で、貴重な住民の税金を毎年億単位で遊ぶわけですね。行政に生かして使わなければならないこのお金が遊ばされてしまうわけでありますので、このことだけは申したくて、この1点で毎年反対をしてきておるわけでありますけれども、ことしはどうもよさそうだなということで反対しなくてもいいのかなど。実はこれ、反対の答弁書も準備していないわけがあります。しかし、ここ土壇場に来て追加日程ということで登場いたしました。したがって、今後、一層ご努力をいただいて、この遊ぶ金がないようにしていただくことが大事だと思うんです。

そういう点で、この1点ですけれども、反対をいたしたいと思います。

○議長 菊地 久君

次に、賛成討論の発言を許します。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

新年度から後期高齢者制度へ移行いたしますけれども、先ほど来問題がありますように諸課題が移行時には発生すると思えます。一、二カ月の処理としては多少多目の予算でありますけれども、できるだけスムーズに対応して、無駄遣いするわけではありませんので、処理されますように希望しまして、本案に賛成いたします。

○議長 菊地 久君

以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第19号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第21 議案第20号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。  
本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第22 議案第21号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第23 議案第22号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第24 議案第23号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を

議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第25 議案第24号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第26 議案第25号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月13日に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

反対討論の方、どうぞ。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

後期高齢者医療保険事業特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

75歳になると後期高齢者とはなぜでしょうか。国会でも正確な答えはありません。この制度は2年前の6月に国会で自民党、公明党が数の力で強行した医療改悪法の導入により決められたものです。

後期高齢者、この制度に伴って新しくできる健康診断制度の特定検診、特定保健指導も対象年齢を40歳から74歳までに限定し、75歳以上は外されます。年齢によって医療に差別を持ち込むという医療制度は世界にも例のないものです。75歳すべての人から扶養家族で保険料

を払わなくても済んでいた人まで保険料を徴収、年金から天引きするというものです。高齢者の人口がふえ、高齢者の医療費がかさむと保険料にはね返る。検診や保健事業を充実させても保険料にはね返る。だから2年ごとに保険料を見直してどんどんと保険料が上がる仕組みになっております。保険料を滞納すれば容赦なく保険証を取り上げる。その上医療費の抑制のため、医療の制限まで考えられます。年を重ね、不安のない暮らしがしたい、これは当然のことです。後期高齢者制度においては、何もいいことが見えてきません。

よって、この予算には反対をいたします。

○議長 菊地 久君

次に、賛成討論の発言を許します。

○13番 吉田正昭君

13番 新政会 吉田正昭です。

私は賛成の立場から討論させていただきます。

平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度において、町が取り組むべき事業に関する予算であると理解しております。保険料の徴収や住民からの各種の書類を受け付けたり、渡したりと被保険者にとって町と広域連合との役割分担がわかりにくい制度であるとは思いますが、町として高齢者を第一に考え、制度に対する理解や安心して医療が受けられるよう配慮を要望し、賛成いたします。

○議長 菊地 久君

以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第25号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第27 議案第26号「平成20年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月13日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第28 議案第27号「看護職員確保法の改正を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 黒川勝好君

議案第27号「看護職員確保法の改正を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、黒川勝好。

賛成者、同小原喜一郎、中村英子、奥田信宏、大原龍彦、松本正美でございます。

1枚開いていただきまして、看護職員確保法の改正を求める意見書(案)でございます。

今、看護の現場は、過酷な勤務実態、仕事に追われ満足な看護ができないジレンマの中で離職が相次ぎ、看護職員不足は深刻な問題であり、安全でゆきとどいた看護を実現するため、増員と離職防止は切実な課題となっている。

「看護師等の人材確保の促進に関する法律(看護職員確保法)」が1992年に制定され、人員確保に一定の効果を上げてきたが、さらに看護職員の確保と離職防止に有効な施策へと強化することが求められている。

現行法を、①「月8日以内夜勤」など夜勤の最低規制に強制力を持たせる。②看護職員確保法の現行「基本指針」を「看護職員確保計画」に改め国と自治体を中心となって看護師確保を計画的に進める仕組みをつくるなどの改正が必要である。

第166通常国会でも、「医師・看護師など医療従事者の大幅増員」「看護職員は、夜間は患者10人に1人以上、日勤時は患者4人に1人以上」「夜勤日数を月8日以内に規制するなど看護職員確保法の改正」を求める請願署名も採択されている。

よって、国において、看護職員を大幅に増員するため、夜勤を月8日以内に規制するなど「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(9番議員降壇)

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結をします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第29 議案第28号「深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 小原喜一郎でございます。

提案をさせていただきます。

議案第28号「深刻な医師不足を打開するための法制定を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎、賛成者、蟹江町議会議員、中村英子君、同じく奥田信宏君、同じく大原龍彦君、同じく松本正美君、同じく黒川勝好君。

1枚はねていただきまして、朗読することによって提案とさせていただきます。

深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書(案)。

全国で医師不足により地域の病院や診療科が休止され、必要な医療が受けられないという深刻な事態が起こっている。愛知県内でも、62病院が医師不足による診療科の休止や制限、診療日数の制限(平成19年6月末現在)などを行っており、医師不足の実態とその原因を明らかにし、緊急に対策を取ることが求められている。

日本の医師数はOECD加盟30カ国の平均3.1人(人口1,000人にあたり)に対して2.0人と絶対数そのものが非常に少なく、どの地域でも深刻な不足に陥っている。

医師不足の解決には、①医学部定員削減の閣議決定を見直し、医師養成数を増やす。②勤

務医が働き続けられるように環境整備と必要な財源措置を講じる。③僻地勤務や不足が著しい専門家を積極的に選択できる条件づくり。④医療事故への警察介入をやめ、原因究明と再発防止事故を目的にした第三者機関設置や、無過失補償制度の確立など早急に対応策を講じることが重要である。

よって、国において、医師の養成を大幅に増やし、勤務条件の改善をはかるため、医師確保に向けて必要な法律（仮称：医師確保法）を制定し、必要な予算措置をとることを求めるものであり、下記事項の実施を行うよう強く要望する。

#### 記

1 医師数が診療科によってバラツキがあるとの指摘を踏まえ、国が小児科医・産婦人科医・麻酔科医・化学療法専門医・放射線治療専門医等の数値目標を明示すること。

2 小児医療及び産科医療の地域格差を改善するため、地域における開業医と病院との連携強化など小児救急医療及び産科医療連携体制の整備を強力に支援し、小児科及び産婦人科勤務医の過重労働を改善し、中長期的に小児科医及び産婦人科医の増加を図ること。

3 女性医師が結婚や出産を経ても、働き続けやすく、現場に復帰しやすい環境を整備すること。

1枚はねてください。

4 当該都道府県出身であることを条件とした医学部への学士編入学など、地方自治体による医師確保策を支援すること。

5 医師・医療従事者の資質向上のための研修の機会の充実、労働条件の改善を図ること。また、一時休業中、離職した医師や医療従事者の復帰のための研修制度などの整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしく願いいたします。

（7番議員降壇）

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第30 議案第29号「障害者(児)のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

8番 中村英子でございます。

ご提案申し上げます。

議案第29号「障害者(児)のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年3月18日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同奥田信宏、同大原龍彦、同松本正美、同黒川勝好、同小原喜一郎でございます。意見書案の朗読によりまして提案にかえさせていただきます。

障害者(児)のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書(案)。

障害者自立支援法が本格施行され1年が経過した。昨年12月には政府の「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」が出され、今年4月からの利用者負担の更なる軽減などが行われている。

しかし、負担軽減策は障害を持つ人たちの「はたらきに行くのに、なぜお金がいるのか」「生きる上で必要な援助に、なぜお金がいるのか」の声に応えるものではない。また軽減策が実施されて以降も、食費等も含めた費用負担が「高い」とする声は大きい。

今、政府においては介護報酬の改定の検討に入っているが、障害者の介護の現状は、給与水準の低さなどから従事者の離職が相次ぎ、自立及び社会参加の支援が危機に瀕している。

一方、障害者自立支援法は市町村の責務として、自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされているが、政府の市町村への予算措置は障害者自立支援法の理念を地域で進める上で不十分であり、市町村格差を生むもととなっている。

こうした諸問題を解決するとともに、障害のある人のくらしに責務を持つ立場として、国会及び政府に対して次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 福祉・医療における「定率負担制度」を即刻中止すること。

2 報酬単価を年度途中にあっても引き上げること。

また、施設への日額払い制度を月額払い制度に戻すこと。

3 障害者（児）が必要な援助を受けられるよう、市町村が必要な支給決定を行うために、国は利用量に応じた補助を行うこと。

4 市町村が行う地域生活支援事業の格差が生じないよう、国は2分の1を負担すること。特に、移動支援事業に係わっては、必要な時間数を支給できるよう経費負担すること。

5 以上と並行して、障害者自立支援法を含め障害者施策の抜本的な見直しを協議する場を、政府として内閣府に設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

（8番議員降壇）

○議長 菊地 久君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

日程第31 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第30号「平成19年度一般会計補正予算（第6号）」、議案第31号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第3号）」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号及び議案第31号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第32 議案第30号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、本来からすれば、先ほどの老健の反対理由の1つになっていたわけでありませうけれども、反対したいところでありませうけれども、要望だけして賛成したいと思っておりますので。

ぜひ引き続きご努力をいただいで、こういうことがないように続けて、思いきった努力をお願いをしたい、要望だけ添えておきます。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第33 議案第31号「平成19年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がありませんので、これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成20年第1回蟹江町議会定例会を閉会をいたします。

大変皆さんありがとうございました。ご苦労さまでございました。

（午前11時36分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

菊 地 久

蟹江町議会副議長

山 田 乙 三

9 番 議 員

黒 川 勝 好

11番 議員

猪俣二郎